

京都大学人権委員会規程（抄）

（人権委員会）

第1条 京都大学に、同和問題等人権問題及びハラスメント問題（以下「人権問題等」という。）に関する重要事項を審議するため、京都大学人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（部局人権委員会）

第6条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。）に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会（以下「部局人権委員会」という。）を置く。